

年末年始の道路工事及び道路占用工事抑制方針

年末年始時に予想される交通の混雑を緩和し、事故の発生を防止するため、下記事項を抑制方針として定める。

令和7年11月11日

江戸川区長	斉藤 猛
小松川警察署長	福谷 徳啓
葛西警察署長	佐々木 健
小岩警察署長	須賀 康司

記

1 道路工事及び占用工事の抑制期間

年末年始時の区道における、車線規制を伴う道路工事は、次の期間内における着手を承認せず、工事中の工事は中止するものとする。

ア 別表1の道路については、12月25日から28日までの昼間は中止

イ 別表2の区域については、12月20日から28日までの昼間は中止

(ただし、ア、イのうち、バス路線については、運行時間帯も中止とする。)

ウ 12月29日から1月3日までは、すべての区道について昼夜間とも中止

※なお、昼間とは6時から18時までをいい、夜間とは18時から翌朝6時までをいう。

2 工事中止箇所の取扱い

前記抑制期間中に工事を中止する箇所については、道路管理者及び所轄警察署長に連絡するとともに次の点に注意し、一般の交通に開放するものとする。

ア 補修及び点検等

工事中止箇所は常に道路標識、道路標示の点検、整備及び路面損傷部の補修、現場の清掃を十分に行うものとする。

イ 掘削跡の仮復旧

掘削跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧を行うものとする。

ウ 開放道路の安全確認

復旧が困難で、やむを得ず覆工板で交通開放をする場合は、常時点検し補修するなど必要な処置を行うものとする。

エ 上記以外の場合で、工事の工程上やむを得ず常設作業帯を設けたまま工事を中止するときは、極力縮小して周囲に堅固な柵を設け、夜間は規定の保安灯を設置するものとする。

オ 保安要員の措置

工事中止箇所では、保安要員が常時現場を巡回して、事故防止に努めるものとする。

カ 突発事故に対する措置

工事中止箇所においては、応急用資材を常時備蓄し、事故の発生が予測されるとき又は事故が発生したときは、直ちに応急措置を行うとともに、道路管理者、所轄警察署長等、並びに関係機関に通報してその指示を受けるものとする。

3 工事中止の特例

次の工事等は抑制を除外できるものとする。なお、これに該当する場合であっても可能なかぎり抑制に努めることとする。

ア 道路管理者が日常行う道路の維持工事

イ 道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事

ウ 緊急（漏えい、破裂事故等の修理）工事等

エ 供給工事等のうち、やむを得ないと認められるもの

ただし、上記以外の工事で特別な事情によるものは、道路管理者と所轄警察署長が協議のうえ、その取扱いを決定する。

4 その他

沿道区域の建築工事に伴い、コンクリートミキサー車等が一時的に道路を占用する場合については、所轄警察署長の許可を受けるものとする。